

平成 22 年 7 月 9 日

企業会計基準適用指針公開草案第 38 号

公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針（案）

平成 XX 年 XX 月 XX 日
企業会計基準委員会

目 次	項
目 的	1
適用指針	2
範 囲	2
公正価値の概念	3
公正価値の算定方法	12
公正価値に関する注記事項	36
適用時期	39
結論の背景	40
公正価値の概念	40
公正価値の算定方法	46
設 例	
参 考（現在価値技法の説明）	
参 考（開示例）	

目 的

1. 本適用指針は、企業会計基準第 XX 号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準」(以下「会計基準」という。)を適用する際の指針を定めることを目的とする。

適用指針

範 囲

2. 本適用指針を適用する範囲は、会計基準と同様とする。

公正価値の概念

秩序ある取引

3. 取引が市場参加者間の秩序ある取引(会計基準第 4 項及び第 7 項)であるか否かについては、入手できる情報に基づいて適切に判断する必要がある。
この際、秩序ある取引であるか否かを判断するためにあらゆる努力を行う必要はないが、合理的に入手できる情報を無視してはならない。
また、取引が秩序ある取引であるか否かを判断する十分な情報がない場合は、秩序ある取引ではないと判断してはならない。
4. 秩序ある取引ではないことを示す状況には、例えば、次のものがある。
 - (1) 現在の市場環境の下で、その取引に関して通常かつ慣習的なマーケティング活動ができるように測定日以前の一定期間について取引が市場に十分さらされていないこと
 - (2) マーケティング期間があっても、売手が一人の買手としか交渉していないこと
 - (3) 破綻又は破綻寸前の売手が売却すること(投売り)又は規制や法的要請から売却せざるを得ないこと(強制取引)
 - (4) 直近の取引と比較して、取引価格が異常値となっていること

資産又は負債に固有の要素

5. 市場参加者が考慮するであろう資産又は負債に固有の要素(会計基準第 8 項)には、資産の状態及び場所又は資産の売却及び使用に関する制限などが含まれ、そのような固有の要素を公正価値を算定するにあたって考慮するか否かは、それが市場参加者に移転するか否かによって判断する。

(取引費用)

6. 資産を売却する又は負債を移転する際に発生するであろう取引費用は、公正価値に含めない。

なお、コモディティなどのように場所が資産に固有の要素となる場合に、市場に資産を輸送する又は市場から資産を輸送するために発生するであろう輸送費用は、公正価値に含める。

(大量保有要因の調整)

7. 大量の金融商品を保有している場合、公正価値を算定するにあたっては、大量保有要因による流動性コストの調整を行ってはならない。

「大量保有要因の調整」とは、企業が市場規模に比べて大量の金融商品を保有している場合に、その金融商品を一度に売却する際に生じるであろう価格の低下（流動性コスト）について調整することをいう。

(その他の割増・割引要素の調整)

8. 公正価値を算定するにあたっては、支配プレミアム、少数株主持分ディスカウント、市場性の欠如によるディスカウントなど、市場参加者が資産又は負債を価格設定する際に考慮するであろう割増（プレミアム）及び割引（ディスカウント）要素を反映する。

「支配プレミアム」とは、他の企業の持分を支配するにあたって市場参加者である買手が支払う追加的な金額をいい、100%の取得であるか否かにかかわらず、支配を獲得する場合に通常存在する。

「少数株主持分ディスカウント」とは、支配プレミアムとは逆の関係にあり、支配株主と同じ権利を有していないという事実を反映した金額をいう。

「市場性の欠如によるディスカウント」とは、市場での取引量が少ないという市場参加者に共通の状況を反映した金額をいう。

最有効使用

(資産の最有効使用が単独での使用である場合)

9. 資産の最有効使用が、単独でそれを使用することにより市場参加者に最大の価値を提供する場合（会計基準第11項）、当該資産の公正価値は、当該資産を単独で使用する市場参加者に売却する現在の取引において受け取るであろう価格に基づき算定する。

(資産の最有効使用が他の資産及び負債と組み合わせたグループでの使用である場合)

10. 資産の最有効使用が、他の資産及び負債と組み合わせてグループとしてそれを使用することにより市場参加者に最大の価値を提供する場合（会計基準第11項）、当該資産の公正価値は、次の事項を前提として、当該資産を個別に市場参加者に売却する現在の取引において受け取るであろう価格に基づき算定する。

なお、当該資産が使用されるグループ内の他の資産及び負債の公正価値を算定するにあたっても同様の前提を用いる必要がある。

- (1) 当該資産が他の資産及び負債とともにグループとして使用されること
- (2) 上記の他の資産及び負債を市場参加者が入手できること

(金融資産及び負債への非適用)

11. 最も有効使用の概念は、複数の代替的な使用が行われる可能性がある非金融資産に適用されるが、金融資産には適用せず、負債にも適用しない。

公正価値の算定方法

評価技法

12. 公正価値を算定するにあたって用いられる評価技法(会計基準第14項)は、次の3つのアプローチに要約される。

- (1) 「マーケット・アプローチ」とは、同一の又は比較可能な資産又は負債に関する市場取引による価格などの入力数値を用いる評価技法をいう。

この評価技法には、マトリックス・プライシング(比準価格方式の一種)も含まれるが、これは主として債券の公正価値の算定に用いられる技法であり、個々の証券の市場価格に完全に依拠するのではなく、ベンチマークとなる証券との関係に依拠する評価技法である。

- (2) 「インカム・アプローチ」とは、利益やキャッシュ・フローなどの将来の金額に関する現在の市場の期待を割引現在価値で示す評価技法をいう。

この評価技法には、現在価値技法及びブラック・ショールズ・モデルや二項モデル等のオプション価格モデルなどが含まれる。

- (3) 「コスト・アプローチ」とは、資産の用役能力を再調達するために現在必要な金額に基づく評価技法をいい、売手である市場参加者にとっての資産の価格は、同等の効用を有する代替資産を買手である市場参加者が購入又は構築するために必要なコストを、劣化分について調整した金額となる。この劣化分には、物理的劣化、機能的(技術的)劣化、さらには経済的劣化が含まれ、財務報告や税務申告における減価償却よりも広い概念である。

市場参加者は、ある資産について、その資産の用役能力を再調達し得る金額より多くの金額を支払うことはなく、当該アプローチは、他の資産と組み合わせて使用されている固定資産の公正価値を算定する際に一般的に適切な評価技法である。

13. 複数の評価技法を用いる場合は、それぞれの評価技法による算定結果の幅が合理的であるか否かを検討した上で、その幅の中でウェイト付けを行い適切な公正価値を特定する。なお、合理性を検討した結果、その幅が大きいと判断される場合には、さらなる分析が必要となることがある。

14. 公正価値を算定するにあたって用いた評価技法は、每期継続して適用しなければならないが、公正価値の算定の精度をより高める場合には、評価技法を変更する必要がある。また、定期的に評価技法の妥当性を判断しなければならない。

入力数値

(レベル3の入力数値(観察不能な入力数値))

15. レベル3の観察不能な入力数値は、市場参加者が資産又は負債を価格設定する際に用いるであろう仮定を反映する(会計基準第14項(2))。
- この際、市場参加者の仮定に関する情報を取得するためにあらゆる努力を行う必要はないが、合理的に入手することができる場合は、それを無視してはならない。
16. レベル3の入力数値を設定するにあたっては、その状況において入手できる最良の情報をを用いて設定する。この際、企業の自己のデータを用いることができるが、合理的に入手できる情報により次の事項が示され、それに伴う調整を数値化できる場合には、当該自己のデータを調整する。
- (1) 他の市場参加者が異なるデータを用いること
 - (2) 他の市場参加者には入手できない企業に固有の要素が存在すること

(レベル2の入力数値の具体例)

17. レベル2の入力数値(会計基準第15項(2))には、例えば、次のものがある。
- (1) 全期間にわたり観察可能なロンドン銀行間金利(LIBOR)スワップ・レート
LIBORスワップ・レートに基づく固定受け・変動払いの金利スワップに関して、スワップの全期間にわたり一般的に公表されている間隔で観察可能である場合は、LIBORスワップ・レートはレベル2の入力数値となる。
 - (2) 全期間にわたり実質的に観察可能な外貨建イールド・カーブに基づくスワップ・レート
外貨建イールド・カーブに基づく固定受け・変動払いの金利スワップに関して、実質的にスワップの全期間にわたり一般的に公表されている間隔で観察可能である場合は、外貨建イールド・カーブに基づくスワップ・レートはレベル2の入力数値となる。
例えば、スワップ期間が10年であり、スワップ・レートが9年までは一般的に公表されている間隔で観察可能であるが、10年目についてはイールド・カーブの合理的な補外を用いている場合で、それがスワップ全体の公正価値にとって重要とはならない場合が該当する。
 - (3) 全期間にわたり実質的に観察可能な金利との相関関係によって裏付けられる銀行のプライム・レート

銀行のプライム・レートに基づく固定受け・変動払いの金利スワップに関して、観察可能な市場データ、例えば、実質的にスワップの全期間にわたり観察可能な金利との相関関係によって裏付けられる場合は、当該銀行のプライム・レートはレベル2の入力数値となる。

(4) インプライド・ボラティリティ

3年物の株式オプションに関して、1年物の株式オプション及び2年物の株式オプションの価格が観察可能であり、かつ、3年物のオプションのインプライド・ボラティリティが実質的にオプションの全期間にわたり観察可能な市場データによって裏付けられる場合は、3年目のインプライド・ボラティリティはレベル2の入力数値となる。

具体的には、当該インプライド・ボラティリティは、1年物及び2年物のインプライド・ボラティリティとの相関関係が成り立っていることを前提として、1年物及び2年物のインプライド・ボラティリティから推定され、比較可能な企業の3年物の株式オプションのインプライド・ボラティリティによって裏付けられる場合をいう。

(5) 観察可能な市場データから算出される建物1平米当たりの価格

建物に関して、例えば、その所在地について比較可能な建物に関する観察された取引における価格から算出される価格など、観察可能な市場データから算出される建物1平米当たりの価格はレベル2の入力数値となる。

(レベル3の入力数値の具体例)

18. レベル3の入力数値(会計基準第15項(3))には、例えば、次のものがある。

(1) 観察可能な市場データによって裏付けることができない長期の通貨スワップ・レート

一般的に公表されている間隔で、又は実質的に通貨スワップの全期間について、観察可能な市場データによって裏付けることができない通貨スワップ・レートはレベル3の入力数値となる。

(2) ヒストリカル・ボラティリティ

3年物の株式オプションに関して、ヒストリカル・ボラティリティ(株式の過去の価格から算出された株式のボラティリティ)は、通常それがオプション価格を決定する上で入手できる唯一の入力数値であるとしても、将来のボラティリティに対する市場参加者の現在の期待を表すものではないため、レベル3の入力数値となる。

(ビッド・アスク・スプレッド)

19. 公正価値を算定するにあたって用いられる入力数値がビッド価格(いわゆるディーラーなどの買取価格)やアスク価格(又は「オファー価格」ともいう。)に基づいてい

る場合、入力数値がどのレベルの公正価値に分類されるかにかかわらず、その状況において公正価値を最もよく表すビッド・アスク・スプレッド間の価格を公正価値を算定するために用いる。

なお、資産又は負債のビッド・アスク・スプレッドが直接又は間接的に観察可能ではない場合、ビッド・アスク・スプレッドを見積るためにあらゆる努力を行う必要はない。

20. また、実務上の簡便法として仲値などの利用を妨げるものではない。

ポートフォリオで保有する金融商品の公正価値の算定

21. 相殺関係にある市場リスク・ポジション（例えば、金利リスク、為替リスク又は他の価格リスク）の公正価値を算定するにあたっては、次の事項を満たす限り、その算定過程において仲値を用いること及び当該正味の未決済のリスク・ポジションに関して公正価値を最もよく表すビッド・アスク・スプレッド間の価格を用いることができる。

- (1) 文書化されたリスク管理戦略に従って正味の未決済のリスク・ポジションに基づいて金融商品を管理していること
- (2) 毎期、統合的な方法で正味の未決済のリスク・ポジションを管理していること
- (3) 相殺される市場リスクが実質的に同じであること
- (4) 金融商品が共通の特性を共有していること
- (5) 金融商品が継続して公正価値で測定されていること

22. また、破綻が生じた場合に取引相手との間で法的に強制力のある相殺権（例えば、マスター・ネットィング契約）がある場合には、公正価値を算定するにあたって、取引相手の信用リスク・ポジションの相殺を考慮することができる。

資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下している場合及び秩序ある取引ではないと判断された場合における公正価値の算定

（資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下している場合の判断）

23. 資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下しているか否かについては、入手できる情報に基づいて適切に判断する必要がある。

資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下していることを示す状況には、例えば、次のものがある。

- (1) 価格が現在の情報に基づいていないこと
- (2) 価格が時期又は市場参加者間で著しく異なっていること
- (3) 情報がほとんど公表されていないこと
- (4) 直近の取引がほとんどないこと

- (5) これまで資産又は負債の公正価値と高い相関があった指標が明らかに相関していないこと
- (6) 信用リスクを考慮した企業の期待キャッシュ・フローの見積りと比較して、公表価格に織り込まれている流動性リスク・スプレッドなどが著しく増加していること
- (7) ビッド・アスク・スプレッドが著しく拡大していること
- (8) 新規発行市場が著しく減少又は欠如していること

(資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下していると判断された場合の公正価値の算定)

24. 資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下していると判断された場合の取引価格は、そのまま公正価値として用いることができない場合があり、さらなる分析の上、重要な調整が必要となることがある。
25. 重要な調整が必要となる場合には、用いられる評価技法にかかわらず、キャッシュ・フローの金額や時期の変動の可能性などに関して市場参加者が行うであろう適切なリスク調整（信用リスクや流動性リスクなどの調整）を行う。この際、適切なリスク調整は、現在の市場環境の下で測定日における市場参加者間の秩序ある取引を反映するものでなければならない。
26. なお、資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下していると判断された場合に、満期保有目的の債券のように資産又は負債を継続保有するという企業の意図は、企業に固有のものであるため、公正価値を算定するにあたって考慮してはならない。

(秩序ある取引ではないと判断された取引の取扱い)

27. 資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下していると判断された場合であっても、当該市場におけるすべての取引が秩序ある取引ではない（第3項及び第4項参照）と結論付けるのは適切ではない。
28. 取引が秩序ある取引ではないと判断された場合は、公正価値やリスクプレミアムの見積りに際して、当該取引価格を通常考慮してはならない。
29. 取引が秩序ある取引であると判断された場合は、公正価値やリスクプレミアムの見積りに際して当該取引価格を考慮する。ただし、公正価値を算定するにあたっての当該取引価格の相対的なウェイト付けは、取引の規模、算定の対象となる資産又は負債に対する取引の比較可能性及び取引が測定日に近いことなどの事実や状況に左右される。

ブローカー等の価格の利用

30. ブローカーや情報ベンダーなどから提供された価格について、会計基準及び本適用指針に従って算定されたものであると判断する場合には、これを用いることができる。

この際、価格がどのように算定されたのかを理解し、公正価値の定義を満たしているか否かを評価する必要がある。

特に、資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下している場合は、実際の取引ではなく、ブローカーや情報ベンダーのみが入手できる入力数値を用いた独自のモデルに依存する傾向があることや、ブローカーの価格は取引が成立し得る提示価格ではなく参考価格であることが多いことから、提供された価格が秩序ある取引を反映した現在の情報に基づいているか否か又は市場参加者の仮定を反映した評価技法に基づいているか否かを評価しなければならない。

なお、単一よりは複数のブローカー等の価格を比較した方が一般的によりよく公正価値を示すこととなると考えられるが、その場合であっても、それぞれの価格について上記の評価を行う必要がある（第13項参照）。

負債の公正価値の算定

31. 負債の公正価値は、次のとおり算定する。

- (1) 活発な市場における負債の公表価格（レベル1）
- (2) (1)が入手できない場合は、同一の負債が市場で資産として売買されている場合の資産の公表価格（レベル1）。
- (3) (1)及び(2)が入手できない場合は、類似の負債の公表価格又は類似の負債が市場で資産として売買されている場合の資産の公表価格（レベル2）
- (4) 観察可能な入力数値が入手できない場合は、市場参加者が負債を引き受けるために要求するであろう価格についてのインカム・アプローチ又はその他の評価技法を用いた見積り（レベル3）。

32. 負債が市場で資産として売買されている場合の資産の公表価格（前項(2)及び(3)）について、資産には存在するが負債には存在しない要素又はその逆の要素を調整する。

例えば、負債に第三者の信用補完が付されている場合、資産の公表価格にはその効果が加味されているが、負債の公正価値を算定するにあたっては、その効果を除外する必要があるため、資産の公表価格を調整する。

33. 第31項(4)について、インカム・アプローチを用いる場合には、次の手順で、債務を履行するときに市場参加者に生じる将来キャッシュ・アウトフローを見積る。

この際、次の(2)及び(3)のキャッシュ・フローを算定するためにあらゆる努力を行う必要はないが、市場参加者の仮定に関する情報を合理的に入手することができる場合は、それを無視してはならない。

- (1) 債務を履行するときに企業に生じるであろうキャッシュ・フローを見積る。
- (2) 他の市場参加者には発生しないであろうキャッシュ・フローが存在する場合には、当該キャッシュ・フローを除く。
- (3) 他の市場参加者には発生するが、企業には発生しないであろうキャッシュ・フローが存在する場合には、当該キャッシュ・フローを含む。

(不履行リスク)

34. 負債の公正価値には「不履行リスク」の影響を反映する。
「不履行リスク」とは、企業が債務を履行しないリスクをいい、企業の自己の信用リスクを含むが、これに限られるものではない。
また、不履行リスクは負債の移転の前後で変化しないと仮定する。

(負債の移転の制限)

35. 負債を実際に移転できるか否かにかかわらず、公正価値は、測定日において市場参加者に負債を移転することを前提としており(会計基準第4項)、負債の公正価値は、債務の履行に依存するため、負債の移転に関する制限は、本来、負債の公正価値に影響しない。
また、仮に移転に関する制限が公正価値を算定するにあたっての入力数値に既に含まれている場合であっても、その制限による影響は調整しない。

公正価値に関する注記事項

公正価値の算定方法等に係る事項

36. 「公正価値の算定方法等に係る事項」(会計基準第17項(1))には、公正価値を算定するにあたって用いられた評価技法、入力数値及び当該入力数値を設定するために用いた情報が含まれる。
なお、評価技法に変更がある場合(第14項参照)は、会計上の見積りの変更に該当するため、その内容及びそれが測定日の公正価値に及ぼす影響額を開示する。

公正価値のレベル別の内訳

37. 「公正価値のレベル別の内訳」(会計基準第17項(1))を注記するにあたり、各レベル間の振替をいつ認識するかについての方針を記載する。例えば、振替を生じさせる事象が発生した日、事業年度の期首又は期末が含まれるが、実際の振替時期を記載する必要はない。
また、各レベル間の振替に重要性がある場合には、その金額及び理由を併せて記載する。この際の重要性は、当期純利益及び総資産又は総負債に照らして判断する。

レベル3の公正価値に係る事項

38. 「レベル3の公正価値に係る事項」(会計基準第17項(1))には、次の事項が含まれる。
なお、次の注記事項(1)及び参照)に関する個別財務諸表における取扱いは、当委員会が平成22年6月に公表した企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」による。

- (1) レベル3の公正価値の期首残高から期末残高への調整表を次の項目による変動額が分かるように記載する。

当期純利益に計上された金額

また、当該金額について、損益計算書又は損益及び包括利益計算書のどこに表示されているかの説明、及び当該金額のうち期末日において保有している資産及び負債に関連するものについて、損益計算書又は損益及び包括利益計算書のどこに表示されているかの説明を併せて記載する。

その他の包括利益に計上された金額

購入、売却、発行及び決済額（それぞれについて変動額を記載）

レベル3への振替額及びレベル3からの振替額並びにその理由。さらに、レベル3への重要な振替がある場合は、その金額及び説明。この際の重要性は、当期純利益及び総資産又は総負債に照らして判断する。

- (2) レベル3の公正価値について、仮に1つ又は複数の入力数値を合理的に代替可能な入力数値に変更したとした場合に、公正価値が著しく変動するときには、その事実、その変更が及ぼす影響額及びその計算方法を記載する(入力数値の感応度分析)。この際の著しい変動については、当期純利益及び総資産又は総負債に照らして判断する。

適用時期

39. 本適用指針の適用時期は、会計基準と同様とする。

結論の背景

公正価値の概念

秩序ある取引

40. 秩序ある取引ではないことを示す状況の例示のうち、投売りや強制取引(第4項(3)参照)について、拡大解釈されるおそれがあるため、より具体的にその内容を定める必要があるとの指摘があった。また、直近の取引と比較して、取引価格が異常値となっていること(第4項(4)参照)について、実務上は、市場価格が極めて割安であるか否かで判断しているケースがあるため、より詳しいガイダンスが必要であるという意見があった。これらについて、それぞれの具体的な判断は、個別の状況に応じて適切に行うべきものであると考えられる。

資産又は負債に固有の要素

41. 国際的な会計基準では、公正価値を算定するにあたって、資産の売却や使用に関する制限など、資産又は負債に固有の要素を考慮する際に、そのような固有の要素が市場参加者に移転するか否かによって判断するとしている。これについて、公正価値の定義に照らせば、適切な取扱いであると考えられるため、本適用指針でも取り入れる(第5項参照)こととした。

(取引費用)

42. 取引費用が公正価値に含まれるか否かについては、我が国では実務上の観点から含めないこととされているが、国際的な会計基準では資産又は負債を移転するにあたって市場参加者が資産又は負債に固有の要素として考慮するものではなく、企業の取引に固有のものという観点から含めないこととしており、いずれの場合でも取引費用は公正価値に含めないこととなる。

(大量保有要因の調整)

43. 大量保有要因による流動性コストの調整(ブロック・ディスカウント)について、国際的な会計基準では、大量の金融商品をどのように売却するのかは企業の意思によるものであり、大量保有要因は取引費用のように企業に固有のものであると考えられるため、公正価値のすべてのレベルにおいてその調整を禁止することとしている。これについて、公正価値の定義に照らせば、適切な取扱いであると考えられるため、我が国においても同様の取扱いとすることとした。

なお、検討の過程では、市場での取引量が少ないことによる流動性コストの調整も禁止されるのかとの指摘があったが、大量保有要因が企業に固有のものであるのに対して、市場での取引量が少ないという状況は市場参加者が資産又は負債を価格設定す

際の共通の要素であるため、大量保有要因と同様ではなく、市場性の欠如によるディスカウントとして考慮する（第8項参照）。

44. 我が国では、このような大量保有要因による流動性コストの調整について明示的には禁止されていないため、実務において、銘柄の属性や企業の戦略等に応じて流動性コストの調整を行っているケースがあるが、本適用指針を適用するにあたっては、そのような調整は認められないことに留意する必要がある。

（支配プレミアム）

45. 我が国では、被取得企業又は取得した事業の取得原価は、原則として、取得の対価となる財の企業結合日における時価で算定するとされ、支払対価が現金の場合には現金支出額で測定されるが、支払対価が現金以外の資産の引渡し、負債の引受け又は株式の交付の場合には、支払対価となる財の時価と被取得企業又は取得した事業の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価で算定するとされており、支配プレミアムを時価の算定に含めることとされていると考えられる。

本適用指針では、企業の意図が関係するため、大量保有要因の調整を禁止することとしているが、支配プレミアムについては、資産又は負債の公正価値を算定する単位が被取得企業の個々の株式ではなく被取得企業又は取得した事業であり、他の企業の持分を支配するにあたって市場参加者である買手が支払う追加的な金額である（第8項参照）ことから、従来我が国の取扱い及び国際的な会計基準の取扱いと同様に支配プレミアムを公正価値の算定に含めることとした。

公正価値の算定方法

入力数値

46. 国際的な会計基準では、公正価値を算定するにあたって用いられる入力数値を、レベル1からレベル3の順に優先順位付けを行っており、用いた入力数値のうち重要となる入力数値が属するレベルに応じて、3つのレベルに分類することとしている。

検討の過程では、比較可能性の向上やコンバージェンスの観点から、レベル別の分類の導入を支持する意見が多かったものの、実務負担の軽減や判断規準の統一を図るため、より詳細なレベル別の分類のガイダンスを示すべきであるとの指摘も多かったことから、一定のガイダンスを示す（第17項及び第18項参照）こととした。

47. また、公正価値を算定するにあたっての入力数値には様々なものがあり、同じレベルにおいては特に優先順位付けは行っていないが、入力数値により算定結果が異なる場合は、複数の評価技法を用いた場合の取扱い（第13項参照）を踏まえる必要があると考えられる。また、レベル3の公正価値に分類される場合は、入力数値を代替可能なものに変更した場合の感応度分析（第38項(2)参照）が必要となる場合があることに留意する必要がある。

ビッド・アスク・スプレッド

48. 国際的な会計基準では、ディーラー間市場における場合など、公正価値を算定するにあたって用いられる入力数値がビッド価格やアスク価格に基づいている場合は、原則として、公正価値を最もよく表すビッド・アスク・スプレッド間の価格を用いるとされ、実務上の簡便法として仲値などの利用を妨げないとされている。

検討の過程では、金融商品の場合、業者が要求するスプレッドは、実務において仲値をベースとして考えられており、また、取引が活発になればなるほどスプレッドは縮小していき、仲値に近づいていくため、仲値を簡便的に容認するという考え方ではなく、本来は仲値が公正価値となるのではないかという意見があった。

一方、スプレッドが小さい場合は仲値でも問題ないとしても、スプレッドが大きい場合については、企業が利用できる市場が購買市場と売却市場とに分断されているとも考えられるため、必ずしも仲値が公正価値を表すとは限らず、この際には、スプレッドに含まれている流動性リスク等の要素を適切に考慮する必要があるという意見もあった。また、我が国では、非上場デリバティブの時価評価に関して、インターバンク市場等の気配値がある場合で売り気配と買い気配の幅が小さいときにはそれらの仲値を用いてもよいが、幅が大きい場合には、資産は買い気配、負債は売り気配を用いることが望ましいとされている。

検討の結果、後者の意見を踏まえ、国際的な会計基準と同様の考え方を取り入れることとした（第 19 項及び第 20 項参照）。

49. なお、国際的な会計基準と同様の考え方を取り入れるにあたって、比較可能性を確保する観点から、詳細なガイダンスを求める意見があった。

国際会計基準審議会（IASB）が平成 21 年（2009 年）5 月に公表した公開草案「公正価値測定」の結論の根拠では、現行の国際会計基準（IAS）第 39 号「金融商品：認識及び測定」が、資産についてはビッド価格を用い、負債についてはアスク価格を用いることを要求していることについて、公正価値の算定目的を満たすと判断する限り、資産に対するビッド価格の利用及び負債に対するアスク価格の利用は容認されるが、要求されるものではないとしている。

これと同様に前項に記載したような我が国の取扱いについても、公正価値の算定目的を満たすと判断する限り、参考になるものと考えられる。

資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下していると判断された場合及び秩序ある取引ではないと判断された場合の公正価値の算定

50. 我が国では、例えば、金融資産が市場で取引され、そこで成立している価格があれば、当該金融資産の時価としては、原則として、市場価格に基づく価額を付すこととなるとされているが、取引所又は店頭において取引されているものの実際の売買事例

が極めて少ない金融資産や、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産については、市場価格がない（又は市場価格を時価とみなせない）と考えられるため、このような場合には、時価は、基本的に、合理的に算定された価額によることとなるとされている。また、金融資産を取引する当事者は、継続企業を前提として、不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引ではなく、自らの経済的合理性に基づく判断により取引を行うものであるとされており、したがって、不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引による価格は時価ではないことに留意する必要があるとされている。

このように、資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下していると判断された場合及び秩序ある取引ではないと判断された場合の考え方は、国際的な会計基準における考え方と大きく異ならないと考えられることから、より具体的な取扱いが示されている国際的な会計基準におけるガイダンスを我が国にも取り入れることとした。

51. 本適用指針では、資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下していると判断され、取引価格に重要な調整が必要となる場合には、信用リスクや流動性リスクなど適切なリスク調整を行う（第24項及び第25項参照）こととしている。検討の過程では、この調整を行った場合、我が国における合理的に算定された価額と実務上差異が生じる可能性があるとの指摘があった。しかし、当該調整は、経営者による主観的又は保守的な判断によるものではなく、経営者が市場参加者に代わって調整を行うものであり、合理的な金額を算定するという点で、考え方において両者に差異はないと考えられる。

52. また、例えば、金融危機時における証券化商品の取引や債券の店頭取引など、その取引の数量及び頻度が著しく低下している場合において、取引価格が、流動性リスクなどにより資産が本来生み出すキャッシュ・フローを反映していない場合であっても、その取引価格を考慮する必要があるのかとの指摘があった。

これについて、公正価値はあくまでも市場における価値（会計基準第6項）であり、そのような場合であっても、取引価格が秩序ある取引ではないと判断されない限り、当該取引価格を合理的に考慮して公正価値を算定しなければならない（第24項から第29項参照）と考えられる。

なお、逆に市場が過度に活発な場合や一時的に急騰した場合にも、市場参加者のリスク許容度が高くなり、資産が本来生み出すキャッシュ・フローを過大評価してしまう可能性があるため、取引価格があるべき価値を表さないとの指摘があるが、この場合も同様に、取引価格が秩序ある取引ではないと判断されない限り、当該取引価格を合理的に考慮することとなると考えられる。

53. さらに、取引の数量及び頻度が著しく低下したか否かについてのより具体的な判断規準や、流動性リスクの調整方法（第25項参照）及び複数の評価技法を用いた場合の合理的な幅の中から公正価値を特定する方法（第13項参照）などについて、より具体

的なガイダンスが必要であるという意見があった。これについては、資産又は負債の多様性や実務を踏まえた場合、一律に手法を定めることは困難であり、個別の状況に応じて適切な方法を判断して用いるべきものであると考えられる。

ブローカー等の価格の利用

54. 我が国では、自社における合理的な見積りが困難な場合には、ブローカーから価格を入手して、それを合理的に算定された価額とすることができるとされている。この場合のブローカーは、客観的に信頼性があり、企業から独立した第三者であることが必要であるとされているとともに、自らの責任で使用し、必要に応じて時価としての妥当性の判断も行うこととされている。このため、考え方としては、価格そのものの公正価値としての妥当性を問題としている国際的な会計基準と大きく異なるものではないと考えられる。

しかしながら、我が国の実務において、価格そのものの妥当性よりは、価格を算定したブローカーの信頼性や客観性を重視する傾向があるとの指摘がある。

このため、本適用指針を適用するにあたっては、ブローカー等から入手した価格について、その中身を理解し評価したうえで用いる（第30項参照）ことに留意する必要があることを明確化することとした。

負債の公正価値の算定

（不履行リスク）

55. 国際的な会計基準では、不履行リスクは負債を移転する場合の価値に影響するため、負債の公正価値に反映するとされている。

我が国においても、非上場デリバティブのような負債の公正価値を算定するにあたっては、不履行リスクを含めるとしており、公正価値で測定する範囲は国際的な会計基準と異なるものの、負債の公正価値に不履行リスクを含めることにつき、国際的な会計基準との差異はないと考えられる。

ただし、どのような負債を公正価値で測定するのかについては、個別の会計基準の問題であるため、会計基準及び本適用指針では取り扱っていない（会計基準第26項）。

設 例

以下の設例は、会計基準及び本適用指針で示された内容についての理解に資するため、参考として示されたものであり、仮定として示された前提条件の記載内容は、経済環境や各企業の実情等に応じて異なることに留意する必要がある。

最有効使用

[設例 1] 企業結合により取得したソフトウェア：市場参加者のシナジー効果の反映（会計基準第 11 項、適用指針第 10 項）

企業 X は、企業結合により資産のグループ（資産 A、B、C）を取得した。資産 C は、関連資産 A 及び B と合せて使用するために開発されたソフトウェアである。

企業 X は、次のように資産 A、B、C の価値を考慮し、資産 C の公正価値を算定した。

(1) 市場参加者が、関連資産 A 及び B を保有していると仮定する場合

この場合の買手におけるグループ内の資産 A、B、C の価値には、グループ内の資産の使用から生み出されるシナジー効果（市場参加者のシナジー効果）を反映する。この結果、グループ内の資産 A、B、C の価値は、それぞれ 360 百万円、260 百万円、130 百万円となり、グループ全体について示される価値は 750 百万円となる。

(2) 市場参加者が、関連資産 A 及び B を保有していないと仮定する場合

この場合の買手におけるグループ内の資産 A、B、C の価値は、シナジー効果を反映しないため、それぞれ 300 百万円、200 百万円、100 百万円となる。したがって、グループ全体について示される価値は 600 百万円となる。

この場合の資産 C の最有効使用は、上記(1)の場合における買手が関連資産 A 及び B を組み合わせてグループとして使用すること（グループ全体の公正価値は 750 百万円）であり、資産 C の公正価値は 130 百万円となる。

[設例 2] 企業結合により取得した研究開発プロジェクト：企業の使用意図が市場参加者による最有効使用と異なる場合（会計基準第 11 項、適用指針第 10 項）

企業 X は、企業結合により研究開発プロジェクト A を取得した。企業 X は、プロジェクト A をそのまま完成させた場合、これまで開発してきた企業 X 自身の研究開発プロジェクト B と競合すると考えているため、プロジェクト A を完成させる意図はなく、競合他社がプロジェクト A に関する技術を利用できないように、プロジェクト A を自社で所有（ロックアップ）することを意図している。

しかし、プロジェクト A の公正価値を算定するにあたっては、上記の企業 X の使用意図ではなく、市場参加者の観点からプロジェクト A の最有効使用を判断することになる。

例えば、プロジェクト A の最有効使用を判断するにあたっては、次のケースが考えられる。

- (1) 市場参加者が、プロジェクト A の開発を継続することにより、プロジェクト A を含む資産のグループの価値が最大となる場合、プロジェクト A の最有効使用は、開発を継続することとなる。このようなケースは、市場参加者がプロジェクト A と競合する技術を有していない場合が該当する。
- (2) 市場参加者が、競争上の理由から、プロジェクト A をロックアップすることにより、プロジェクト A を含む資産のグループの価値が最大となる場合、プロジェクト A の最有効使用は、開発を中止することとなる。このようなケースは、市場参加者がプロジェクト A と競合する技術を有しており、プロジェクト A をロックアップした場合にそれが市場参加者にとって防御的な価値をもたらすと想定される場合が該当する。
- (3) 市場参加者が、開発を打ち切るとする場合、プロジェクト A の最有効使用は、開発を中止することとなる。このようなケースは、プロジェクト A が完成しても市場利回りをもたらさず、ロックアップしても防御的な価値をもたらさないと想定される場合が該当する。この際、プロジェクト A の公正価値は、それを単独で売却することにより受け取るであろう価格（ゼロになる可能性がある）に基づき算定されることになる。

複数の評価技法の利用

[設例 3] 企業結合により取得した機械：評価技法を選択するにあたってのデータの入手可能性及び主観的な調整の度合い（会計基準第 14 項、適用指針第 12 項及び第 13 項）

企業 X は、企業結合により機械 A を取得した。機械 A は被取得企業 Y によってカスタマイズされていたが、それは広範囲に及ぶものではなかった。このため、企業 X は、機械 A の公正価値を算定するにあたって、マーケット・アプローチ及びコスト・アプローチを用いるのに十分なデータを入手できると判断した。なお、将来キャッシュ・フローについて信頼性のある見積りを行うための個別に識別可能なデータを有しておらず、また、それを推定するために用いられる場合がある類似の中古機械のリース料に関する情報も入手できないため、インカム・アプローチを用いることができないと判断している。この場合、マーケット・アプローチ及びコスト・アプローチは次のように適用される。

- (1) マーケット・アプローチでは、類似の機械 B の価格について、カスタマイズされた機械 A と類似の機械 B との差異を調整することにより算定する。この際、現在の使用状況と設置場所を考慮した上で機械 A について受け取るであろう価格を反映する。このアプローチにより算定された結果は、400 百万円から 480 百万円の範囲になる。

- (2) コスト・アプローチでは、カスタマイズされた機械 A と同等の効用を有する代替の機械を組み立てるために現在必要となるであろう金額を見積ることにより算定する。この際、物理的な磨耗や損傷（物理的劣化）、技術の向上（技術的劣化）、類似の機械の市場における需要の減少などの外部環境（経済的劣化）及び設置費用など、機械 A の状態及び稼働環境を考慮する。このアプローチにより算定された結果は、400 百万円から 520 百万円の範囲になる。

企業 X は、次のとおり主観的な調整が小さいことを主な理由として、コスト・アプローチよりもマーケット・アプローチにより算定された結果の方が、公正価値をよりよく表していると判断した。

- (1) マーケット・アプローチで用いられた入力数値（類似の機械 B の価格）は、コスト・アプローチで用いられた入力数値よりも主観的な調整が小さい。
- (2) マーケット・アプローチにより算定された結果の幅は、コスト・アプローチで算定された結果の幅と重なり合い、より狭い幅となっている。
- (3) マーケット・アプローチにより算定された結果には、機械 A と類似の機械 B との差異がすべて反映されている。

さらに、企業 X は、マーケット・アプローチにより算定された結果は 480 百万円近辺のものが多いことから、マーケット・アプローチにより算定された結果の範囲の最大値である 480 百万円が最もよく公正価値を表していると判断した。

したがって、企業 X は、機械 A の公正価値を 480 百万円と算定する。

なお、上記の設例とは異なり、マーケット・アプローチを適用するのに十分なデータが入手できない場合や機械 A のカスタマイズが広範囲に及ぶ場合は、企業 X はコスト・アプローチを採用することとなると考えられる。

[設例 4] 企業結合により取得したソフトウェア：市場参加者が入手できない機密情報とコスト・アプローチ（会計基準第 14 項、適用指針第 12 項及び第 13 項）

企業 X は、企業結合により資産のグループ A を取得した。資産のグループ A には、被取得企業 Y が内部で開発し、顧客とのライセンス契約により収益を生み出しているソフトウェア B 及びソフトウェアと共に使用されるデータベース C も含まれている。企業 X は、ソフトウェア B の公正価値を算定するにあたって、インカム・アプローチ及びコスト・アプローチを用いるのに十分なデータを入手できると判断した。なお、ソフトウェア B に関して比較可能な市場取引に関する情報がないため、マーケット・アプローチを用いることができないと判断している。インカム・アプローチ及びコスト・アプローチは次のように適用される。

- (1) インカム・アプローチでは、現在価値技法を用いて算定する。この技法で用いられるキャッシュ・フローには、耐用年数にわたりソフトウェア B から生み出さ

れると期待される収益（顧客からのライセンス料）が含まれる。このアプローチにより算定された結果は、15 百万円である。

- (2) コスト・アプローチでは、ソフトウェア B と同等の効用を有する代替的なソフトウェアを開発するために現在必要となるであろう金額を見積ることにより算定する。このアプローチにより算定された結果は、10 百万円である。

ソフトウェア B は機密情報を用いて開発されている独自のものであり、容易に複製することはできないため、企業 X は、市場参加者が同等の効用を有する代替的なソフトウェアを開発することはできないだろうと判断した。

このため、企業 X は、インカム・アプローチにより算定された結果を用い、ソフトウェア B の公正価値を 15 百万円と算定する。

参照市場

[設例 5] 金利スワップ契約：利用できる市場の相違（リテール市場とディーラー間市場） （会計基準第 9 項）

証券会社 A 社は、顧客である B 社とリテール市場において金利スワップ契約を締結する（取引価格ゼロ）。顧客 B 社はリテール市場のみ利用でき、証券会社 A 社はリテール市場及びディーラー間市場のいずれも利用できる。

仮に顧客 B 社が金利スワップ契約の権利及び義務を当初認識時に移転とした場合は、リテール市場において取引を行うことになるため、この場合、当初認識時における顧客 B 社の金利スワップ契約の公正価値は、リテール市場の価格（取引価格ゼロ）となる。

一方、仮に証券会社 A 社がスワップ契約の権利及び義務を当初認識時に移転とした場合は、ディーラー間市場において別の証券会社と取引を行うことになるため、顧客 B 社とスワップ契約を締結した際のリテール市場の価格（取引価格ゼロ）は、証券会社 A 社にとって必ずしも当初認識時における金利スワップ契約の公正価値を表さない場合がある。

取引の数量及び頻度が著しく低下している場合における公正価値の算定

[設例 6] 住宅ローン担保証券（RMBS）

20X1 年 1 月 1 日（RMBS の発行日）に、企業 X は、RMBS の AAA 格の証券 Y に投資した。証券 Y は、合計で 7 つある RMBS のトランシェの中で返済順位が上位から 3 番目となる。RMBS の裏付資産は、20X0 年下半期に実行された無担保住宅ローン債権である。

20X2 年 3 月 31 日の期末日において、証券 Y の格付は A 格となっている。この証券 Y は、以前はディーラー間市場で取引されていた。しかし、その市場での取引は頻繁ではなく、20X1 年 1 月 1 日から 20X1 年 6 月 30 日までの半年間は、月に数回程度の取引しかなく、20X2 年 3 月 31 日までの 9 か月間についても、取引はほとんどなかった。

企業 X は、証券 Y の取引の数量及び頻度が著しく低下しているか否かについて、第 23 項の要素に基づいて適切に判断した結果、期末日以前の取引がほとんどなかったことを主な理由として、取引の数量及び頻度が著しく低下していると結論付けた。

企業 X は、証券 Y の取引がほとんどないため、その公正価値を算定するにあたって、マーケット・アプローチは用いず、インカム・アプローチを用いることとした。

企業 X は、証券 Y の約定されたキャッシュ・フローを割り引くための割引率（市場利回り）を、リスクフリー・レート及び市場参加者が期末日における秩序ある取引において資産を価格設定する際に考慮するであろうリスクを用いて見積る。

企業 X は、市場利回りを見積る際に次の情報について考慮した。

- (1) 当初の取引価格に非明示的に含まれている、発行日時点の証券 Y の信用スプレッド
- (2) 比較可能な RMBS に関して発行日から期末日までの間に観察された取引に非明示的に含まれている、又は関連するインデックスに基づく、信用スプレッドの変化
- (3) 比較可能な RMBS や関連するインデックスと比較した証券 Y の特徴
この特徴には、裏付資産である無担保住宅ローン債権の質（例えば、延滞率、貸倒率及び期限前返済率などの住宅ローン債権の履行についての情報）、証券 Y の優先劣後関係、その他の関連要因を含む。
- (4) アナリストや格付機関により公表されている関連レポート
- (5) ブローカーや情報ベンダーなどの第三者による価格

企業 X は、証券 Y を価格設定する際に市場参加者が用いるであろう市場利回りを 12%（1,200 ベーシス・ポイント）と見積った。この市場利回りは、次のように算出した。

- (1) 期末日の関連するリスクフリー・レートは 300 ベーシス・ポイント
- (2) 証券 Y の発行日のリスクフリー・レートに対する信用スプレッドである 250 ベーシス・ポイントを追加
- (3) 証券 Y の発行日から期末日までの間のリスクフリー・レートに対する信用スプレッドの見積り変化について 700 ベーシス・ポイントを追加
この見積りは、この期間に入手できる最も比較可能な関連するインデックスの変動に基づいている。
- (4) 信用スプレッドの変化を見積るために用いられた関連するインデックスと証券 Y との差異を調整するために 50 ベーシス・ポイントを控除

関連するインデックスよりも、企業 X の RMBS は良好な信用状態を有する住宅ローン債権で構成されている。一方で、関連するインデックスは、現在の市場環境における証券 Y の適切な流動性リスクを反映していない。このため、次の 2 つの調整の純額である 50 ベーシス・ポイントを控除することとした。

前者の調整は、350 ベーシス・ポイントの控除であり、これは 20X1 年 6 月の RMBS に関する直近の取引に基づく計算利回りと同日の関連するインデックスの計算利回りとの比較に基づいている。なお、その後に、RMBS と関連するインデックスとの関係に変化があったとする情報は一切なかった。

後者の調整は 300 ベーシス・ポイントの追加であり、これは、関連するインデックスと比較した場合の、証券 Y に固有の追加的な流動性リスクに関する企業 X の最善の見積りである。この見積りは、類似の証券に関する直近の現物取引から計算される流動性リスクを考慮することで算出した。

また、企業 X は、市場利回りの追加的な指標として、ブローカーから提供されている 2 つの直近の参考価格（取引が成立し得る提示価格ではない。）に基づく 15% から 17% の利回りを入手した。企業 X は、この利回りを設定する際に用いられた評価技法や入力数値を評価することはできないが、それが取引に基づくものではないことは確認している。

上記のとおり、企業 X は、市場参加者が考慮するであろう市場利回りに関して複数の指標を有しているため、その結果が示す範囲の合理性を考慮した上で、それぞれの指標について評価し、ウェイト付けすることとした。

最終的に企業 X は、次の理由により市場利回りに関する自社の見積りである 12% を重視し、現在の市場環境で公正価値を最もよく表す市場利回りは 13% であると結論付けた。

- (1) 企業 X の自社の見積りには、市場参加者が現在の市場環境での秩序ある取引において資産を価格設定する際に用いるであろうリスクが適切に織り込まれていること
- (2) ブローカーの参考価格は、取引が成立し得る提示価格ではなく、また、取引に基づいていないこと

参 考（現在価値技法の説明）

以下の現在価値技法（第12項(2)参照）の説明は、会計基準及び本適用指針で示された内容についての理解に資するため、参考として示されたものであり、公正価値を算定するための現在価値技法はここで説明されている方法に限られるものではない。また、公正価値を算定するために用いられる方法は、状況に応じた、十分なデータが入手できる適切なものを用いる（会計基準第14項）ことに留意する必要がある。

現在価値測定において考慮する要素及び一般的な原則

1. 「現在価値技法」とは、価値を最大化する行動と統合的な割引率を用いて、キャッシュ・フローや価値などの不確実な将来の金額を現在の金額に引き直すために用いられる手法である。
2. 現在価値技法を用いて公正価値を算定するにあたっては、測定日における市場参加者の観点から次の要素を考慮する。
 - (1) 将来キャッシュ・フローの見積り
 - (2) キャッシュ・フローの金額や時期の変動の可能性についての期待（キャッシュ・フローに固有のリスク）
 - (3) キャッシュ・フローが対象としている期間と一致する満期日又は期間を有し、保有者に対しキャッシュ・フローに固有のリスクを生じさせることのないリスクフリーの貨幣性資産の利率で表される貨幣の時間価値（リスクフリー・レート）
 - (4) キャッシュ・フローに固有のリスクを負担するための対価（リスクプレミアム）
 - (5) その状況において市場参加者が考慮するであろうその他の要素
3. また、現在価値技法を用いて公正価値を算定するにあたって基礎とすべき一般的な原則は、次のとおりである。
 - (1) キャッシュ・フロー及び割引率は、市場参加者が資産及び負債を価格設定する際に用いるであろう仮定を反映する（会計基準第6項）。
 - (2) キャッシュ・フロー及び割引率は、算定の対象となる資産又は負債に固有の要素を考慮する（会計基準第8項）。
 - (3) リスクの影響が二重計算されたり、除かれたりしないように、割引率は、キャッシュ・フローに固有のリスクと統合的な仮定を反映する。

例えば、貸付金の契約上のキャッシュ・フローを使用する場合は、信用リスクを反映した割引率が適切となる（割引率調整法）。一方、信用リスクを反映している期待キャッシュ・フローを使用する場合は、割引率調整法と同じ割引率は用いず、期待キャッシュ・フローに固有のリスクに見合う割引率を用いる（期待現在価値法）。
 - (4) キャッシュ・フロー及び割引率についての仮定は、互いに整合的でなければならない。

例えば、インフレ率の影響を含む名目キャッシュ・フローは、インフレ率の影響を含む名目リスクフリー・レートで割り引き、インフレ率の影響を含まない実質キャッシュ・フローは、インフレ率の影響を含まない割引率で割り引く。また、同様に、税引後キャッシュ・フローは、税引後の割引率で割り引く。

キャッシュ・フローに固有のリスク

4. 現在価値技法を用いて公正価値を算定するにあたって用いられるキャッシュ・フローは、既に分かっている金額ではなく見積りであるため、金額や時期が変動する可能性がある。貸付金のキャッシュ・フローなど、契約上で定められる金額であっても、キャッシュ・フローの金額や時期は変動し得る。
5. リスク回避型の市場参加者は、通常、キャッシュ・フローの金額や時期が変動するリスクを負担するための対価（リスクプレミアム）を要求するため、公正価値を算定するにあたっては、当該リスクプレミアムを含めることになる。

現在価値技法の具体例

6. ここでは、キャッシュ・フローの種類及びリスク調整の方法の違いを踏まえ、次の方法を説明する。

	キャッシュ・フロー	割引率
割引率調整法	約定された又は最も可能性の高いキャッシュ・フロー	左記キャッシュ・フローと期待キャッシュ・フローとの差異の影響及び実際のキャッシュ・フローが最終的にリスク調整前の期待キャッシュ・フローと異なるリスクを負担するために市場参加者が要求するリスクプレミアムの両方について調整された割引率
期待現在価値法のうち確実性等価法	リスク調整後の期待キャッシュ・フロー（確実性等価キャッシュ・フロー）	リスクフリー・レート
期待現在価値法のうちリスク調整法	リスク調整前の期待キャッシュ・フロー	実際のキャッシュ・フローが最終的にリスク調整前の期待キャッシュ・フローと異なるリスクを負担するために市場参加者が要求するリスクプレミアムについて調整された割引率

(割引率調整法)

7. 割引率調整法では、債券のように約定されたキャッシュ・フロー又は最も可能性の高いキャッシュ・フローなどの可能性のある見積りの範囲の中から単一のキャッシュ・フローを用いる。いずれの場合においても、当該キャッシュ・フローは特定の事象の発生を条件としており、例えば、債券に関する約定されたキャッシュ・フローは債務者による未払いが発生しないことが条件となる。
8. また、割引率調整法では、市場で取引されている比較可能な資産又は負債の観察された利回りから算出された割引率を用いるため、その市場データの分析が必要となる。この際、キャッシュ・フローの性質（例えば、契約上のものか否か、経済状況の変化にどのように反応するのか）やその他の要因（例えば、信用状態、担保、期間、制限条項、流動性など）を考慮することとなる。

ある比較可能な資産又は負債が存在しない場合や算定の対象である資産又は負債のキャッシュ・フローに固有のリスクを適正に反映していない場合には、リスクフリーのイールド・カーブと併せて複数の比較可能な資産又は負債のデータを使って割引率を算出することもできる（ビルドアップ法）。
9. ビルドアップ法は、次のように算定される。例えば、資産 A は 1 年後に 800 百万円を受け取る契約上の権利であると仮定する（時期は変動しないものとする。）。市場が確立されており価格情報などの情報を入手することができる比較可能な資産として、次の資産 B 及び資産 C があるものとする。
 - (1) 資産 B は、1 年で 1,200 百万円を受け取る契約上の権利であり、その市場価格は 1,083 百万円である。したがって、期間 1 年の市場利回りは $10.8\% [(1,200/1,083) - 1]$ である。
 - (2) 資産 C は、2 年で 700 百万円を受け取る契約上の権利であり、その市場価格は 566 百万円である。したがって、期間 2 年の市場利回りは $11.2\% [(700/566)^{0.5} - 1]$ である。
10. 資産 A の契約上の支払時期を踏まえた場合、資産 B が比較可能な資産となると考えられる。資産 A が受け取る契約上の金額 800 百万円と資産 B から算出した期間 1 年の市場利回り 10.8% を用いると、資産 A の公正価値は 722 百万円 $[800/1.108]$ となる。

また、資産 B が存在しない場合には、ビルドアップ法を用いて資産 C から期間 1 年の市場利回りを算出することができる。この場合、資産 C についての期間 2 年の市場利回り 11.2% を、リスクフリーのイールド・カーブを用いて期間 1 年の市場利回りに調整する。この際、期間 1 年と期間 2 年でリスクプレミアムが同じになるかどうかを判断するために、さらなる情報及び分析が必要となる場合がある。仮に期間 1 年と期間 2 年でリスクプレミアムが異なると判断される場合には、期間 2 年の市場利回りをその影響についてさらに調整する必要がある。

11. 割引率調整法を固定されたキャッシュ・フローに適用する場合は、そのキャッシュ・フローに関するリスク調整は、割引率に含められるが、割引率調整法を固定されていないキャッシュ・フローに適用する場合は、割引率を算出するために用いる観察された資産又は負債との比較可能性を得るため、キャッシュ・フローへの調整も必要となる場合がある。

(期待現在価値法)

12. 期待現在価値法では、理論上、可能性のあるすべてのキャッシュ・フローの確率加重平均を表す期待キャッシュ・フローを用いる。割引率調整法で用いられる約定された又は最も可能性の高いキャッシュ・フローとは異なり、期待キャッシュ・フローは特定の事象の発生を条件としない。

確実性等価法

13. 期待現在価値法のうち確実性等価法は、資産の場合には、期待キャッシュ・フローからリスクプレミアムを控除することによって、実際のキャッシュ・フローが最終的に期待キャッシュ・フローと異なるリスクを負担するための調整を行う(リスク調整後の期待キャッシュ・フロー)。このリスク調整後の期待キャッシュ・フローは、確実性等価キャッシュ・フローであるため、リスクフリー・レートで割り引く。「確実性等価キャッシュ・フロー」とは、リスクについて市場参加者が確実なキャッシュ・フローと引換えに期待キャッシュ・フローを取引することに関して無差別となるように調整された期待キャッシュ・フローをいう。

例えば、市場参加者が確実なキャッシュ・フロー1,000百万円と引換えに1,200百万円の期待キャッシュ・フローを自発的に取引する場合、1,000百万円は1,200百万円の確実性等価キャッシュ・フローとなり、200百万円はリスクプレミアムを表すこととなる。

リスク調整法

14. 一方、期待現在価値法のうちリスク調整法は、リスクフリー・レートにリスクプレミアムを加味することによって、実際のキャッシュ・フローが最終的に期待キャッシュ・フローと異なるリスクを負担するための調整を行う。このため、リスク調整前の期待キャッシュ・フローは、当該キャッシュ・フローに関連する期待レート(期待利回り)で割り引く。期待利回りを見積るにあたっては、資本資産評価モデル(CAPM)など、市場参加者がリスクのある資産を価格設定する際に用いるモデルを用いることができる。

なお、割引率調整法で用いられる割引率は、条件付のキャッシュ・フローに関連す

る利回りであるため、資産の場合には、当該リスク調整法で用いられる割引率よりも高くなる可能性が高い。

確実性等価法とリスク調整法との比較

15. 確実性等価法とリスク調整法は、次のように算定される。例えば、次の表のようなキャッシュ・フロー及び発生確率に基づき、1年に780百万円の期待キャッシュ・フローが生じる資産を仮定する。期間1年のキャッシュ・フローに適用されるリスクフリー・レートは5%であり、リスクプレミアムは3%であるものとする。

(単位：百万円)

キャッシュ・フロー	発生確率	確率加重平均 キャッシュ・フロー
500	15%	75
800	60%	480
900	25%	225
期待キャッシュ・フロー		780

16. この単純な説明では、期待キャッシュ・フロー780百万円は、3つのキャッシュ・フローの確率加重平均を表すが、より現実的には、さらに多くのキャッシュ・フローが存在する可能性がある。しかし、期待現在価値法を適用するために、複雑なモデルや方法を使って、文字通り可能性のあるすべてのキャッシュ・フローの分布を考慮することは必ずしも必要ではない。むしろ、可能性のあるキャッシュ・フローの配列を捉える限定的な数の離散的なシナリオ及び確率を設定することもあり得る。

例えば、企業は、市場参加者の仮定を考慮し、事後に発生した状況の変化(例えば、経済状況、市場条件、業界動向及び競争といった外的要因の変化や企業にさらに特定の影響を及ぼす内的要因の変化など)について調整を加えた上で、過去の同じ期間の実現キャッシュ・フローを用いる場合がある。

17. 理論上は、資産のキャッシュ・フローの現在価値(公正価値)は、次のように、確実性等価法で算定しようとリスク調整法で算定しようと同じ722百万円となる。

- (1) 確実性等価法では、期待キャッシュ・フローについてその金額や時期の変動リスクを調整する。リスク調整額を直接示すような市場データが存在しない場合は、当該調整額を確実性等価の概念を用いた資産価格モデルから算出することができる。上記の例では、リスク調整額は、リスクプレミアム3%を用いて22百万円〔 $780 - [780 \times (1.05/1.08)]$ 〕と算出することができるため、リスク調整後の期待キャッシュ・フローは758百万円〔 $780 - 22$ 〕となる。758百万円は780百万円の確実性等価キャッシュ・フローであり、リスクフリー・レート5%で割り引く。この結果、資産の現在価値(公正価値)は722百万円〔 $758/1.05$ 〕となる。

- (2) 一方、リスク調整法では、期待キャッシュ・フローについてその金額や時期の変動リスクを調整しない。その代わりに、当該リスクについての調整は割引率に含める。このため、リスク調整前の期待キャッシュ・フロー780百万円は、期待収益率8%(リスクフリー・レート5%にリスクプレミアム3%を加味)で割り引く。この結果、資産の現在価値(公正価値)は722百万円〔780/1.08〕となる。

参 考（開示例）

以下の開示例は、会計基準及び本適用指針で示された内容についての理解に資するため、参考として示されたものであり、記載内容は各企業の実情等に応じて異なることに留意する必要がある。

[開示例 1] 金融業

1. 公正価値を毎期継続して貸借対照表価額としている資産及び負債

(1) 公正価値の算定方法等に係る事項

有価証券及びデリバティブの公正価値の算定方法等は、次のとおりです。

株式は、取引所の価格によっています。

債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。なお、取引金融機関から提示された価格については、その算定方法を確認しており、具体的にはマーケット・アプローチやインカム・アプローチを用いて算定されています。また、一部の住宅ローン担保証券については、期限前返済率などに関して観察可能な市場データを入手することができないため、その公正価値を算定するにあたってはヒストリカル・データを用いています。

その他は、主に投資信託及び組合出資金です。投資信託については、公表されている基準価格によっています。また、組合出資金については、組合財産を公正価値評価できるものについては公正価値評価を行ったうえ、当該公正価値に対する持分相当額を組合出資金の公正価値とみなして計上しています。

デリバティブは、通貨関連については、先物為替相場によっており、金利関連については、市場取引については取引所の価格、市場取引以外の取引については、取引金融機関から提示された価格によっています。なお、取引金融機関から提示された価格は、観察可能なイールド・カーブを入力数値としたインカム・アプローチを用いて算定されています。

(2) 公正価値のレベル別の内訳

平成 XX 年 XX 月 XX 日現在において、公正価値を毎期継続して貸借対照表価額としている資産及び負債の公正価値及びそのレベル別の内訳は、次のとおりです。

レベル 1：活発な市場における同一の資産又は負債に関する公表価格をそのまま公正価値として用いたものを分類しています。

レベル 2：公正価値を算定するにあたって、レベル 1 以外の観察可能な入力数値が重要となるものを分類しています。

レベル 3：公正価値を算定するにあたって、観察不能な入力数値が重要となるものを分類しています。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
売買目的有価証券	XXX	XXX	XXX	XXX
その他有価証券	XXX	XXX	XXX	XXX
株式	XXX	XXX	XXX	XXX
債券	XXX	XXX	XXX	XXX
国債・地方債等	XXX	XXX	XXX	XXX
社債	XXX	XXX	XXX	XXX
その他の債券	XXX	XXX	XXX	XXX
その他	XXX	XXX	XXX	XXX
デリバティブ取引	XXX	XXX	XXX	XXX
資産計	XXX	XXX	XXX	XXX
デリバティブ取引	XXX	XXX	XXX	XXX
負債計	XXX	XXX	XXX	XXX

(3) レベル3の公正価値に係る事項

レベル3の公正価値の期首残高から期末残高への調整表

レベル3の公正価値の期首残高から期末残高への調整表は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	期首 残高	当期 純利益	その他 の包括 利益	購入額	売却額	振替額 (*1)	期末 残高
有価証券	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
売買目的有価証券	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
その他有価証券	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
債券	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
国債・地方債等	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
社債	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
その他の債券	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX ^(*2)	XXX
その他	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
デリバティブ取引(純額)	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

(*1) 各レベル間の振替は、当期末に認識しています。

(*2) 保有している住宅ローン担保証券について、市場環境の悪化により観察可能な市場データが入手できなくなったため、レベル2からレベル3に振り替えた金額です。

上表のうち、当期純利益で認識された金額は、次のとおり特定取引損益及び資産運用損

益に計上されています。

(単位：百万円)

	売買目的有価証券	その他の有価証券	デリバティブ取引	資産計	デリバティブ取引	負債計
当期純利益で認識された金額 (うち期末日に保有しているもの)	xxx (xxx)	xxx (xxx)	xxx (xxx)	xxx (xxx)	xxx (xxx)	xxx (xxx)
特定取引損益	xxx (xxx)	xxx (xxx)	xxx (xxx)	xxx (xxx)	xxx (xxx)	xxx (xxx)
資産運用損益	xxx (xxx)	xxx (xxx)	xxx (xxx)	xxx (xxx)	xxx (xxx)	xxx (xxx)

レベル3の入力数値の感応度分析

上表のその他の有価証券のうち「その他の債券」に分類されている住宅ローン担保証券のレベル3の公正価値(平成XX年XX月XX日現在xxx百万円)について、入力数値として用いている期限前償還率を合理的に代替可能な別の数値に変更した場合、その公正価値はxxx百万円からxxx百万円の範囲で変動します。

2. 公正価値を每期継続して注記している資産及び負債

平成XX年XX月XX日現在において、公正価値を每期継続して注記している資産及び負債の公正価値及びそのレベル別の内訳は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金及び預け金	xxx	xxx	xxx	xxx
貸出金	xxx	xxx	xxx	xxx
有価証券	xxx	xxx	xxx	xxx
満期保有目的の債券	xxx	xxx	xxx	xxx
国債・地方債等	xxx	xxx	xxx	xxx
社債	xxx	xxx	xxx	xxx
その他の債券	xxx	xxx	xxx	xxx
デリバティブ取引(*)	xxx	xxx	xxx	xxx
資産計	xxx	xxx	xxx	xxx
短期借入金	xxx	xxx	xxx	xxx
コマーシャル・ペーパー	xxx	xxx	xxx	xxx
銀行業における預金	xxx	xxx	xxx	xxx
社債	xxx	xxx	xxx	xxx
長期借入金	xxx	xxx	xxx	xxx
デリバティブ取引(*)	xxx	xxx	xxx	xxx
負債計	xxx	xxx	xxx	xxx

(*) 金利スワップの特例処理を適用したデリバティブ取引です。

[開示例 2] 製造業

1. 公正価値を毎期継続して貸借対照表価額としている資産及び負債

(1) 公正価値の算定方法等に係る事項

投資有価証券の内訳は株式です。その公正価値の算定方法等に係る事項については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記をご覧ください。

(2) 公正価値のレベル別の内訳

平成 XX 年 XX 月 XX 日現在において、公正価値を毎期継続して貸借対照表価額としている資産の公正価値及びそのレベル別の内訳は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	xxx	xxx	xxx	xxx

(*) 各レベル間の振替は、当期末に認識しています。

(3) レベル 3 の公正価値に係る事項

平成 XX 年 XX 月 XX 日現在において、レベル 3 の公正価値に分類されるものは保有していません。

2. 公正価値を毎期継続して注記している資産及び負債

平成 XX 年 XX 月 XX 日現在において、公正価値を毎期継続して注記している資産及び負債の公正価値及びそのレベル別の内訳は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
現金及び預金	xxx	xxx	xxx	xxx
受取手形及び売掛金	xxx	xxx	xxx	xxx
資産計	xxx	xxx	xxx	xxx
支払手形及び買掛金	xxx	xxx	xxx	xxx
短期借入金	xxx	xxx	xxx	xxx
長期借入金	xxx	xxx	xxx	xxx
負債計	xxx	xxx	xxx	xxx

以 上